

2020 年度
関西福祉科学大学大学院
社会福祉学研究科
臨床福祉学専攻

修士論文題目

学生・生徒等のための自殺予防
-尊厳回復に向けた居場所づくりに関する考察-

指導教員（ 安井 理夫 ）

社会福祉学研究科臨床福祉学専攻

学生番号 11910005 氏名 蕨川 航太

目次

はじめに

I 自殺者の現状

1. 日本における自殺者の推移(自殺の全体像) P.2
2. 年齢階級別及び性別に見る自殺者の推移 P.3
3. 学生・生徒等における自殺者の推移 P.5

II 学生・生徒等に対する自殺予防の現状

1. 自殺予防の萌芽 P.7
2. 2000年以降の自殺予防
 - (1)子どもの自殺予防のための取組に向けて(第一次報告) P.7
 - (2)教師が知っておきたい子どもの自殺予防のマニュアル及びリーフレットの作成 P.9
 - (3)子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き P.10
 - (4)児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 P.11
3. なぜ自殺者は減少しないのか P.13

III 今後の自殺予防教育実施に対する課題

1. 事例研究-自殺当事者、遺族の言葉をもとに- P.14
 - a. 京都府、中学3年生の高木学君(2002) P.14
 - b. 福岡県、中学2年生の森啓祐君(2006) P.15
 - c. 神奈川県、高校1年生の小森香澄さん(1998) P.16
 - d. 「いじめ・自殺・遺書」における事例(1985～1994) P.17筆者が考える当事者視点フローチャート P.17
2. 従来の自殺予防教育の限界点 P.19
3. 今後の自殺予防教育に求められるもの—自分らしくいられる居場所— P.20
 - (1)フリースクール P.21
 - (2)児童館 P.22
 - (3)結論 P.23

脚注・文献リスト P.24

参考文献 P.28

はじめに

現代の日本では、幅広い年齢層での自殺が大きな社会問題となっている。大手企業による残業の強要を苦にした“過労自殺”や、滋賀県の中学校などで発生したいじめなど多岐にわたる要因により、近年でも年間 20,000 人を超える人々が自殺している。

このような事態を重く受け止め、厚生労働省や文部科学省などの関係省庁では、自殺を未然に防ぐための制度及び法整備が積極的に行われている。しかし、このような施策がなされている一方で、マスコミ等による自殺に関するセンセーショナルな報道を目にすることは依然として多い。

本論文では、日本における自殺対策の現状を、統計及び制度などから把握し、特に児童・生徒及び学生に必要な自殺対策について考察するものである。

自殺は我が国における大きな社会問題である。自殺の原因は要旨でも少し触れた通り、過労によるもの、いじめによって人間関係が破綻したもの、経済的事由及び心身の問題によって今後の生活に見通しが立たなくなったこと等多岐にわたるものとなっている。自殺はこれらの要因が、複合的に絡み合った状況で発生するため、要因の一つを取り除けばリスクは最小限になるというような単純な構造ではない。そのため、予防には福祉、教育、医療等の様々な専門分野の連携が必要不可欠だと考えられる。

近年では、自殺対策基本法等の関連法の整備や自殺対策大綱の閣議決定、地域における自殺対策を強化するための「地域自殺対策強化交付金」の予算計上等により、自殺予防は、社会が一丸となって対応すべき問題であるとの認識が一般的なものとなっている。その結果、平成 15 年に 34,427 人を計上して以降は徐々に減少傾向を見せはじめ、平成 24 年には 15 年ぶりに年間 30,000 人を割る値となった。平成 24 年以降、我が国における年間自殺者数は一貫して減少する傾向にあり、平成 31 年(令和元年度)の速報値では、19,959 人となっている。

以上のような数値からは、自殺予防に関する各種制度・政策は効果的に機能しているかのように見える。しかし、上記の数値はあくまで全体の傾向を表したものであり、対象となる視点を変えると異なる結果が見えてくる。特に本稿で取り上げる 10 代から 20 代前半を中心とする学生・生徒等の自殺者数は、全体の傾向にあるような一貫した減少を示しておらず、平成 24 年から現在に至るまで年平均約 840 名前後で推移している。また、対象を未成年者に限定した場合においても、同様に一貫した減少とはならず、平成 24 年からは年平均約 540 名前後で横ばいないし緩やかな上昇傾向を示している。

これらのことから、学生・生徒等の自殺予防を考える上では、従来のマニュアルのみでは、十分な効果が期待できないのではないだろうか。少子高齢化、人生 100 年時代が社会の関心となっている現代の日本において、一人でも多くの学生・生徒等が自己実現に向かって、よりよく生きることができると社会の実現に寄与するため、この問題はより深く検討されるべきものである。

研究方法としては、主な研究方法は統計、制度・政策、先行研究、自殺当事者の遺

書ないし遺族の手記をもとにした文献研究を行う。構成は次の通りである。

I では、厚生労働省が公表している自殺対策白書並びに警察庁が公表している各種自殺統計等をもとに、我が国における自殺の状況を概観する。項目は我が国における自殺者数の推移、年齢階級別による自殺者数の推移、学生・生徒等とその他の職業による自殺者数の推移を比較することによって、現在までの我が国における自殺の傾向を整理することを目的とする。

II では、現在までに実施されてきた自殺予防教育の変遷を整理する。分析はマクロレベルとして、文部科学省が公表している自殺予防教育の方針、メゾレベルとして、先行研究にて実践されてきた学校での自殺予防教育を対象とする。これによって一章で整理した自殺の現状と整合性のとれた自殺予防教育となっているかを明らかにすることを目的とする。

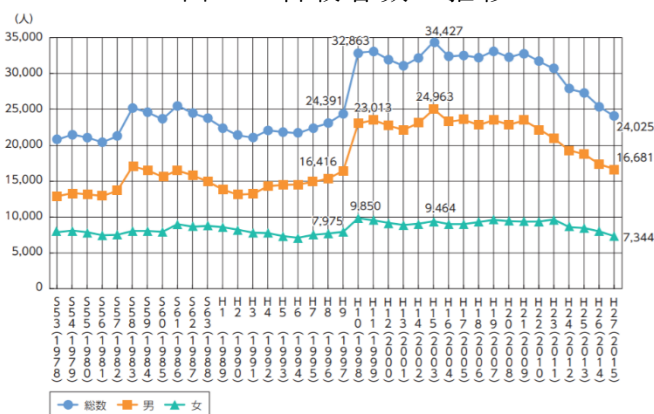
III では、自殺当事者の遺書ないし遺族の手記をもとにした事例研究を行い、これからの自殺予防教育をより良い形とするために必要なものを明らかにしていくことを目的とするとともに、筆者が考える自殺フローチャート及び活用すべき社会資源の提唱を行う。

I 自殺者の現状

1. 日本における自殺者の推移(自殺の全体像)

自殺対策白書¹⁾ (図-1)によると、戦後まもなくである 1947(昭和 22)年では 15,000 人を下回る値であった。しかし、これ以降は徐々に増加傾向となり、3 つの山場を形成するようにピークを迎えている。

図-1 自殺者数の推移



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

※厚生労働省 2016 年度版『自殺対策白書』

第 1 頁を加工して引用

第一の山場は、1954～1960 年の昭和 30 年前後である。1954(昭和 29)年に初めて年間の自殺者数が 20,000 人を上回ったことを皮切りに、1958(昭和 33)年には年間

23,641 人に達している。このような自殺者数増加の背景には、第二次世界大戦後の社会混乱が根強く残っていたことや、青年期における戦時体験が耐え難い精神痛となり、自殺の引き金として機能したのではないかという説を厚生労働省は述べている。²⁾

第一の山場を終え 1965(昭和 40)年以降の高度経済成長期を迎えると、戦争からの復興及び経済基盤の安定から自殺者は急激に減少し、昭和 40 年代前半では 15,000 人前後で推移している。しかし、1970(昭和 45)年からは緩やかな上昇傾向となり、1975(昭和 50)年以降は再び 20,000 人前後で推移する形となった。さらに、1982(昭和 57)年から翌年の 1983(昭和 58)年にかけて急激に自殺者が増加し、1986(昭和 61)年の 25,667 人をピークとする第二の山場を迎えることとなった。厚生労働省は、このような急激な増加の背景は、1985(昭和 60)年に G5 による米ドル高是正(プラザ合意)によって経済基盤が不安定となったことが要因であると分析している。³⁾

第二の山場となった昭和 50 年代後半以降は、毎年 20,000 人を超える値での推移を続けている。1991(平成 3)年に、19,875 人と 20,000 人を下回る数値まで減少したものの、その後は上昇を続けている。注目すべき点は、1998~2003 年までの平成 10 年代前半での急上昇である。1997(平成 9)年の年間自殺者数が 23,494 人であったことに対し、翌 1998(平成 10)年には 31,755 人が自殺している。これ以降も 30,000 人前後で推移し、2003(平成 15)年には 32,109 人が自殺する第三の山場を迎えることとなった。第三の山場を迎える原因となった平成 10 年の急増は、バブル経済の崩壊による余波という説⁴⁾が有力であるが、以降もおよそ 10 年にわたって自殺者数が 30,000 人を超えて推移していることに関する有力な説はなく、今後の分析の課題となっている。このような推移は 2009(平成 21)年まで続き、2010(平成 22)年に 30,000 人を下回って以降は減少傾向に転じ、2018(平成 30)年には 20,598 人となっている。

2. 年齢階級別及び性別に見る自殺者の推移

前節では、自殺予防を考えるためのデータとして大きな山場ごとに自殺者数の推移を示した。では、各時代の年齢階級別の自殺者数はどのようなものであろうか。

年齢階級別の自殺者数の長期的推移⁵⁾(図-2 及び図-3)によると、第一の山場となった昭和 30 年前後では、年間約 20,000 人を超える人々が自殺している。その内約は、15~34 歳の男性が年間 8,000 人前後、女性では年間 5,000 人前後と、年間自殺者数の半数を超える値を若年層が占める形となっている。これに対して、35~64 歳の中高年層では男女ともに 3,000 人前後で推移していることから、若年層における自殺の深刻さがうかがえる。このような状況の背景には、前節で述べたような戦争による社会の混乱が根強く残っていたことが有力な説として挙げられている。また、1960 年当時の平均寿命が男性で 65 歳前後、女性で 70 歳前後であったことに加え、総人口に占める中年層の割合が 28.5%と現在と比較して少数であったために、自殺者数も少数であったことが考えられる。

第二の山場となった昭和 50 年代後半から 60 年初頭では、第一の山場とは異なり、中年層における自殺者数の増加が顕著になっている。特に 45~54 歳の男性での増加が

著しく、年間 4,000 人前後が自殺している。これに対して、第一の山場では男性と同様に急激な上昇を見せた女性の自殺者は大幅に減少し、中年層の女性では同年代の男性の半分以下で推移している。しかし、75 歳からの年代では緩やかな上昇傾向が見られ、1983 年からは年間 1,500 人前後が自殺している。このように、中年層の男性自殺者が急激に増加した理由は 1985 年のプラザ合意による円高ドル安への為替推移を発端とする不況と考えられている。⁶⁾しかし、プラザ合意以前の 1983 年より 45～54 歳までの男性での自殺者が急増しているため、プラザ合意による円高不況のみが原因であると一概には言えないだろう。

プラザ合意の翌年から第三の山場を迎えるまでのバブル景気の時代には、経済の活性化によって社会が安定を手に入れたためか、男性では自殺者の減少が見られた。特に 1989～1991 年(平成元年～3 年)では、45～54 歳の年代において、第二の山場と比較して 1,000 人程度減少している。しかし、バブル景気の崩壊によって金融危機を迎えると中年層での自殺者が再び増加し、1998～2003 年(平成 10～15 年)では 45～54 歳の年代では、年間の自殺者数が 5,000 人を超える値で推移している。55～64 歳の年代においても、45～54 歳までと同様に、増加傾向が見られ年間 5,000 人前後で推移している。また、女性の自殺者にも同様の変化が見られた。なかでも 75 歳からの女性では、1997 年に初めて年間自殺者数が 2,000 人を超え、45～54 歳及び 55～64 歳までの階級においても年間自殺者数が 1,500 人を超えている。このように中年層から高齢層の自殺者数が上昇した背景には、上記のような経済基盤の崩壊が大きな要因となっていることが考えられる。⁷⁾また、これらに付随した要因として、次のようなことが挙げられる。厚生労働省の「国民生活に関する世論調査(平成 11 年版)」によると、回答者 7022 人のうち 62.4%が悩みを抱えていると回答している。また、悩みを抱える人の 47.6%が「老後の生活設計について」悩みを抱えていると回答していることから、経済基盤の崩壊による将来への不安も自殺増加の一因として作用したと考えられる。

以上のことから、自殺者は若年層では戦争などの社会混乱の影響による精神的苦痛を伴うできごとによる増加が顕著であり、中年層から高齢層では不況などによる生活基盤の変化やそれに付随する不安が自殺の要因として作用していることが分かる。

図-2 年齢別自殺統計(男性)

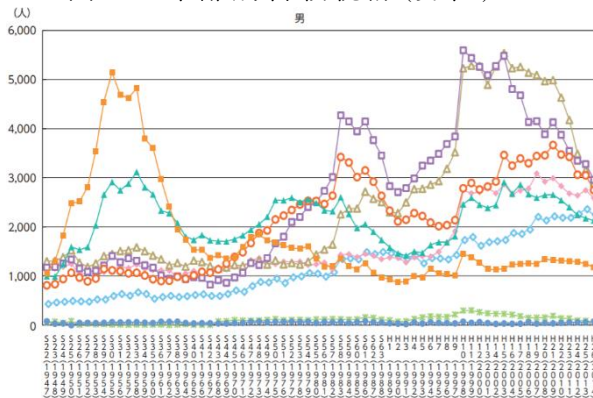
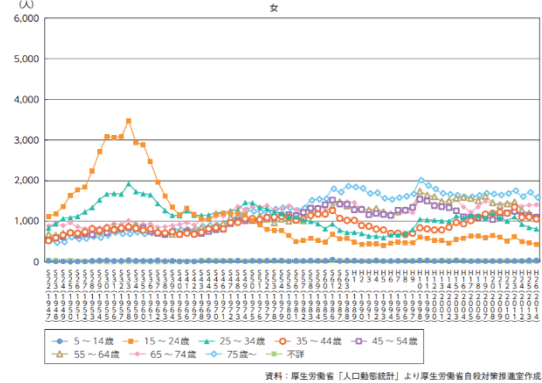


図-3 年齢別自殺統計(女性)



資料：厚生労働省「人口動態統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

※厚生労働省 2016 年度版『自殺対策白書』

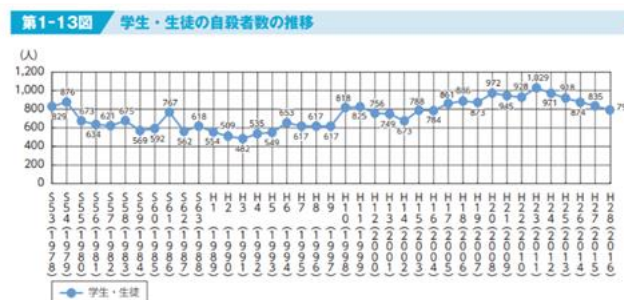
3. 学生・生徒等における自殺者の推移

前節では、自殺の実態を解明すべく昭和 30 年代から現代までの自殺の長期的推移を時代背景とともに提示してきた。では、学生・生徒等に焦点を絞るとどのような状況が見えるのであろうか。

自殺対策白書⁸⁾(図-4)によると、1978 年の学生・生徒等の自殺者数は 829 人である。翌 1979 年には 876 人とわずかに増加したものの、1980 年からは 700 人を下回り、中年層の自殺者が急激に上昇した 1983 年では 675 人となっている。しかし、1986 年には 767 人と、前年の 592 人と比較して急激な増加となっている。この急激な増加の原因は、「葬式ごっこ」と呼ばれるいじめが学校において流行したことや、アイドルであった岡田有希子の自殺によって生じた群発自殺が主な原因であると考えられている。⁹⁾翌 1987 年には 562 人にまで減少し、1997 年までは横ばいないし緩やかな上昇という形をとっている。

1998 年に入ると前年から自殺者が 200 人程度増加し、818 人となった。2002 年には 673 人に減少したものの、これ以降は増加を続け、2011 年には 1,029 人が自殺している。その後、2012 年からは減少傾向を見せ、2016 年には 791 人に減少し、以降は横ばいの様相を呈しながらなだらかに推移している。

図-4 学生・生徒の自殺者数の推移



注) 平成18年までは「学生・生徒」だが、19年の自殺統計調査改正以降は未就学児童も含めることとなり、「学生・生徒等」とされた。なお、未就学児童の自殺者数は0が続いており、18年以前(学生・生徒)と19年以降(学生・生徒等)の自殺者数を単純比較しても問題は生じない。

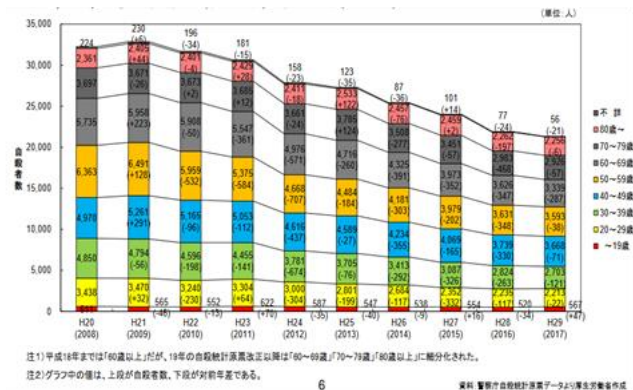
資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

※厚生労働省 2016年度版『自殺対策白書』

第 15 頁を加工して引用

次に、学生・生徒等の大部分を占める未成年者における自殺者の推移はどのようなものであろうか。年齢別、原因・動機別自殺者数¹⁰⁾(図-5)によると、2008年に611人であった自殺者数は2009年、2010年と2年連続して減少したものの、2011年には622人に増加している。2012年以降では、自殺が多い世代とされてきた30代から60代までが一貫した減少傾向にある一方で、未成年者では、2014年まで減少傾向を見せたが、2015年では前年度より増加し、年度によって増加と減少を繰り返しており、一貫した減少傾向はみられない。

図-5 年齢階級別自殺者数の年次推移(警察庁)



※警察庁 2017年版『自殺統計』

第7頁を加工して引用

このように、未成年者における自殺者数が一貫した減少となっていない理由は、他の年代と異なる理由による自殺が多いためではないだろうか。警察庁が作成した年齢別、原因・動機別別自殺者数¹¹⁾(図-6)によると、20代からの年代では、健康問題が主な動機であることに対し、未成年者では学校問題が最も多く計上された動機となっている。また、職業別、原因・動機別自殺者数においても、学生・生徒等の自殺の動機として最も多く計上されているものが学校問題(取り分け学業不振が大きな要因)となっている。以上のことから、今後未成年及び学生・生徒等の自殺対策を考える上では、自殺予防教育で実施される内容が、学生・生徒等のニーズに即したものであるか、実施そのものが学業成績とかかわりのないものとして担保されているかどうか、実施による時間的圧迫がないかどうかといった点を踏まえた上で検討していく必要があるだろう。

図-6 年齢階級別、原因・動機別自殺者数(警察庁)

表5 年齢階級別、原因・動機別自殺者数

原因・動機別	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳	合計
合計	計 488	2,262	2,836	3,950	3,827	3,361	2,872	2,079	6	21,681
男	317	1,573	2,092	2,866	2,770	2,287	1,742	1,173	4	14,824
女	171	689	744	1,084	1,057	1,074	1,130	906	2	6,857
家庭問題	計 91	231	439	635	572	432	419	360		3,179
男	49	146	300	433	391	267	238	206		2,030
女	42	85	139	202	181	165	181	154		1,149
健康問題	計 93	783	1,113	1,636	1,759	1,931	1,977	1,482	4	10,778
男	49	448	689	982	1,061	1,166	1,130	831	2	6,350
女	44	335	424	654	698	765	847	651	2	4,420
経済・生活問題	計 14	308	523	761	859	665	270	63	1	2,464
男	11	275	480	691	770	590	216	44	1	3,078
女	3	33	43	70	89	75	54	19		386
勤務問題	計 24	403	420	563	433	116	27	5		1,991
男	21	339	370	510	397	100	27	4		1,768
女	3	64	50	53	36	16		1		223
男女問題	計 47	242	195	177	63	27	16	1		768
男	26	139	139	110	39	18	15			486
女	21	103	56	67	24	9	1	1		282
学校問題	計 169	156	2	2						329
男	124	121	2	2						249
女	45	35								80
その他	計 50	139	144	176	141	190	163	168	1	1,172
男	37	105	112	138	112	146	116	88	1	855
女	13	34	32	38	29	44	47	80		317

注) 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。
 注) 遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数(15,930人)とは一致しない。

※警察庁 2017年版『自殺統計』

第26頁を加工して引用

Ⅱ 学生・生徒等に対する自殺予防の現状

1. 自殺予防の萌芽

我が国における自殺予防の出発点は「青少年の自殺問題に関する懇話会」とされている。¹²⁾当時の我が国では、年間 20,000 人を超える自殺による死亡者が発生したことに加え、学生・生徒等の自殺者数においても年間 876 人と増加傾向にあった。この事態を重く受け止めた総理府(現内閣府)が「関係省庁連絡会議」を開催し、1979(昭和 54)年 2 月に「青少年の自殺問題に関する懇話会」を発足し、同年 10 月には「子どもの自殺防止対策について(提言)」で自殺防止対策の要点である 5 項目を取りまとめた。以下はその具体的な内容である。

- ①自殺の原因、動機をできるだけ究明し、その結果を事後の対策に資する。
- ②学校や家庭で、生命の尊さ、生きることの意味についてよく教えるとともに、青少年自らがたくましく生き抜く知恵と力を身につけさせる。
- ③学校の生徒指導や行政機関、団体等が行う少年相談、教育相談、児童相談等の充実に努め、問題青少年の早期発見と保護を図る。
- ④青少年の団体加入促進活動や健全な家庭生活の普及活動を通じて、青少年の独りぼっちをなくし、親子の心の交流と対話を促す。
- ⑤マスコミ関係業界に対し、生命の尊厳を軽視するような題材の取り扱いや、自殺の引き金となるような報道等をできるだけ控えるよう協力を求める。

上記が 1979 年にまとめられた自殺予防対策の要点であるが、いずれも枠組みとしての扱いであり、具体的にどのようなプログラムを実施していくかという点に関する言及はこの時点では少ない。また、最後の項目に関しては子どもたちの前から自殺という問題を隠蔽し、自殺から目をそらすことによって問題に直面することを避けるように促しているともとれる。しかし、この提言のあった 7 年後である 1986 年には、前述のような中学生によるいじめを原因とした自殺報道や、当時人気だったアイドルの自殺報道によって若年層が後を追うように自殺を行う群発自殺が発生しているため、協力を仰ぐことは正しい選択であったと言えるだろう。

2. 2000 年以降の自殺予防

(1)子どもの自殺予防のための取組に向けて(第 1 次報告)

文部科学省では、2006 年に自殺対策防止法が制定されたことを受け「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」を発足し、翌 2007 年に「子どもの自殺予防のための取組に向けて(第 1 次報告)」¹³⁾を発表している。この報告では、自殺の全数に占める割合が比較的少ないことを理由とした青少年期の自殺に対する等閑視を改めるべきとしている。また、自殺予防を未然防止(prevention)、危機対応(intervention)、事後対応(postvention)の 3 段階に分類し、危機対応だけでは効果的な自殺予防と呼ぶことが

できず、未然防止及び事後対応を含めて初めて有効的な自殺予防であるとしている。

さらに、米国カリフォルニア州における学校での自殺予防活動を紹介し、教師、保護者、子どもを自殺予防教育の対象となる 3 本柱とした上で、次のような事柄を実施すべき対策としている。

今後実施を検討すべき自殺対策

①子どもの自殺に関する実態把握のための体制の整備
②自殺予防教育(プログラム)の実施
③子どもの様々な問題の解決による自殺予防
④生命の尊厳を教え、問題解決能力を高めるための教育
⑤メディア・リテラシー教育
⑥ウェブサイトにも自殺予防の基礎知識をQ&A形式にして掲載
⑦学校における相談体制の整備
⑧ハイリスクの子どもをケアする上での医療との連携の強化
⑨自殺が起きてしまった後の遺された他の子どもたちや家族に対するケア
⑩CRT(クライシス・レスポンス・チーム)の整備

※子どもの自殺予防のための取組に向けて(第1次報告)をもとに作成

また、上記の項目から特に緊急性のある3項目と、教員に対する手引き1項目を加えた4項目をただちに実施すべき対策としている。以下はその具体的な内容である。

「子どもの自殺に関する実態把握のための体制の整備」

2006(平成18)年秋に「いじめ自殺」による報道が盛んに行われたが、1999～2005年までの期間ではいじめを要因とした自殺が1件も該当しなかったことから、実態把握が不正確であるとの見解が示された。

そのため、より正確な実態把握に資するためこれまでの調査方法を見直し、国立・私立学校を調査対象として加えること、死亡した児童生徒を死亡理由ごとに調査し、自殺した生徒数の把握及び学年別の分類、自殺した児童生徒が置かれていた状況の複数選択式による調査並びに警察庁の調査との連携を実施すべきとした。

「自殺が起きてしまった後の遺された他の子どもたちや家族に対するケア」

欧米諸国において、子どもを対象とした事後対応による自殺予防教育の必要性及び有効性が証明されていることを受け、日本においても遺された他の子どもたちへのケアが必要であるとされた。

特に青少年期における健全な心の発達には人生におけるメンタルヘルスに直結するものであり、同世代の自殺という外傷体験を放置しておくことは、以降の様々な精神的問題をきたす要因となり得るため、遺族及び関係教員と同じくケアを実施すべきとしている。

「子どもの自殺予防に関する教師を対象とした教育(プログラム)」

子どもと日々接している教員に自殺の実態、ハイリスクの子どもに当てはまる特徴及び接し方、救いを求める子どもへの対応などの自殺に関する基礎知識を教員に周知徹底することが自殺予防教育の第 1 歩であるとしている。加えて家族や医療機関といった学校外との連携といった協力関係の築き方を初任者研修、マニュアル及びパンフレットの配布という形で啓発していくことこそが最優先の課題であるとしている。

(2)教師が知っておきたい子どもの自殺予防のマニュアル及びリーフレットの作成

子どもの自殺予防のための取組に向けて(第 1 次報告)が取りまとめられたことを踏まえ、2008 年 3 月に児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議が設置され、学校現場における自殺予防方策に関する調査、研究が実施された。そのまとめとして公表されたものがこの「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」¹⁴⁾のマニュアル及びリーフレットである。

このマニュアルでは、1998 年以來年間自殺者数が 3 万人を超え、深刻な社会問題となった自殺への対策が、子どもにも関係するものとして取り扱われていないことに危機感を示し、教師が知っておくべき自殺の基礎知識を記したものである。具体的な内容として、子どもの自殺の実態、自殺のサインと対応、校内体制の整備、校外における連携の必要性と方法、不幸にして自殺が起きてしまった際の対応、ハイリスクな子供への対応事例が盛り込まれたものとなっている。また、リーフレットでは 2007 年までの中・高生の自殺者数の推移を表す統計をはじめ、自殺に追いつめられる子どもの心理、自殺の危機が迫っている子どもの特徴及び要因、自殺直前のサイン、対応の原則及び対応の留意点が記されている。

このマニュアル及びリーフレットでは、自殺の危機を発信する子どもを受け止めるゲートキーパーの重要性が強調されており、自殺予防に関する Q&A を用いて、教師が抱く自殺予防に関する誤解を正し、適切な対応をとることこそが自殺を防ぐ方策として有用であるとの方向性を示している。また、学校のみならず、家庭、地域、医療現場等の連携・協働によって危機に対応することができるような事前準備の重要性を示したものである。

当時の自殺予防教育の実践としては、阪中(2008)¹⁵⁾が 2006 年から 2007 年にかけて実施した「いのちの授業」がある。いずれも中学生を対象としたもので、中学一年生向けの内容では生と死について学ぶことで、命の有限性や尊さを実感し、苦しみの中でいのちを支えるものは、時間(希望や夢)・関係(人とのつながり)・自律(自己決定)であることを気づかせることが狙いとなっている。中学二年生向けの実践では、自殺予防の基礎知識となる自殺の原因及びストレスとの関係性、友人から相談された際の対応方法、身近な相談機関といった実践的な予防のための知識習得が狙いとなっている。

(3)子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き

2010年3月には、文部科学省は「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」¹⁶⁾を公表した。その内容は、2008年3月に公表された「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」に示されている「不幸にして自殺が起きてしまったときの対応」の具体的な学校での対応について明示されたものであると粕谷(2015)は述べている。

この手引きは、全国で統一された自殺への対応を行っている地域と行っていない地域の差を少しでも是正するために作成されたマニュアルのようなものである。また、同じに見える事例の背景に着目し、「なぜそうするのか」という視点を持つことで、各事例に対する臨機応変な対応を心がけるように呼びかけるものとなっている。

マニュアルとしての概要は、①危機対応の態勢、②遺族へのかかわり、③情報収集・発信、④保護者への説明、⑤心のケア、⑥学校活動からなり、その性質はいずれも自殺が起きた際の事後対応を主としたものとなっている。また、遺族ならびに児童生徒のみならず、相談窓口や事後対応の役割を担っている教職員に対する心のケアの重要性についても記されており、群発自殺の発生を抑制することも目的のひとつとなっている。

これに付随する研究として川島ら(2010)¹⁷⁾は、2009年にA県立総合教育センターにて、教師を対象に自殺関連行動への対応経験等をアンケートによって調査し、学校での自傷・自殺対策の困難さを整理した。参加者総数は不明であったが、有効回答数は72名であった。その結果は「自殺をはかった(未遂・既遂)生徒がいた」が50%、「リストカットをする生徒がいた」90.3%であった。これに対して「自殺をほのめかす生徒にその気持ちを聞く」ことが不安な教師は81.8%、「自傷している生徒に、傷について聞くの」が不安は72.7%、「自殺が起こった時に、残された生徒に適切に話をする」のが不安は79.7%、外部の社会資源との連携に不安は63.9%と高い。このことから、一定以上の教師が学校現場で自殺及び自傷に関連する問題に直面しながらも、その問題の複雑性ゆえに対応に不安や困難を抱えていることが明らかなものとなった。

また、阪中(2011)¹⁸⁾は中学生・高校生を対象に自殺予防プログラムを実施することは、自殺の危機の高い生徒に対する具体的な支援となるだけに留まらず、将来直面するかもしれない自殺の危機を切り抜けるための手立てを提供する機会の提供となり、人格形成及び人生の基礎づくりに寄与するものとして、学校での自殺予防教育実施の重要性を説いている。具体的な内容としては、前述の内容に加えて、対象者となる生徒自身に精神科クリニック・精神科思春期外来、教育研究所相談部、いのちの電話等へのインタビュー活動を行うことによって、どのような機関がどのような場面で効果的に機能するかといった事柄を体験的に学ぶことで、孤立感の軽減やいのちの尊さを学ぶことを狙いとした学習内容となっている。また、自殺予防教育の実践に際しては、総合学習の担当者や相談する、学年会議での協議を繰り返すといった共同体制の確立によって、教員同士の連携意識を向上し、対応の困難さの軽減に寄与することができるという手応えを得られたとしている。加えて、教員同士がプレ授業として生徒の前でロールプレイを行うことによって、間接的に生徒同士の仲間づくり意識を高め、孤立感の軽減にもつながるとして

いる。

(4)児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議

2014年7月に、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議が開催され、「子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育導入の手引)」¹⁹⁾及び「子供の自殺等の実態分析」²⁰⁾の2項目に関する討論が行われた。その結果として、「子供を直接対象とする自殺予防教育の必要性」が見直されることとなった。その要因としては、子供が心の危機に瀕した際に、親や教師ではなく同年代の友人に気持ちを伝えることが多くある一方で、相談された側の子供がどのように対応したらよいかわからないという問題があると考えられていることが挙げられる。そのため、①実施前に関係者間で合意を形成しておく、②適切な教育内容、③ハイリスクの生徒へのフォローアップというような前提条件を整えた後に子供を直接対象とする自殺予防教育を随時実施するべきであるとの指針が示された。

また、子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針も同様に見直されることとなった。具体的には、学校がすべての事案で必ずすべき情報収集・整理である「基本調査」に加え、外部の専門家を加えた調査組織による「詳細調査」を行うことの必要性が述べられている。さらに、遺族や残された子供の心のケアの視点を調査に導入し、配慮の必要な関係者には関係機関と連携してケアをすることについても実態把握に必要とされ、群発自殺防止などの事後対応の重要性及び役割が見直されることとなった。

上記のような指針がまとめられて以降の自殺予防教育の実践例としては、小野(2015,2019)²¹⁾が小学生および中学生を対象に行った自殺予防講話がある。両対象への実践として共通している点は、自殺の原因となるストレスへの対処法の獲得を目的としている点である。小学生を対象とした講話では、登校意欲や心が苦しくなったできごとからストレスの状態を把握し、ストレスがかかった際の望ましい対処法を身につけるためのロールプレイを行うことでストレスマネジメント能力を獲得することを狙いとしている。同様に中学生を対象とした講話においても、ストレスへの基礎知識の認知度を把握し、ストレス攻略法として、相談の仕方、イメージ法、肩の上げ下げ、呼吸法等を学ぶことが狙いとなっている。

高校生を対象とした自殺予防教育では、清水ら(2019)²²⁾が実践した自殺予防講話がある。この講話では、深く悩んだときに身近な友人に相談する力、友人から悩みを打ち明けられたときに話を聴く力、身近な友人が『いつもと違う』と気づいたときに声をかける力、自分の力を超える相談には身近にいる信頼できる大人につなぐ力の4項目を「予防教育4つのねらい」とし、3年間の高校生活を通して培うことを目的としている。具体的な内容としては、1年生では自殺者の共通する心理や自殺のサイン、Tell、Ask、Listen、Keep safeの頭文字からなるTALKの原則を知るといった基礎知識の習熟が主な内容となる。2年生では、前年に学んだ内容の振り返り及びTALKの原則を活用できる場面のロールプレイによって、体験的に相談すること・されることの効果を学ぶことが目的となっている。3年生ではこれまでの復習に加え、「自死遺族の体験談」から、自殺予防を身

近な課題として捉え自身ならびに他者の持つ多様な価値観をグループ学習で共有し認め合うことが目的となっている。これらの取り組みの結果、受講した高校生のうち 7 割以上(有効回答数 4,064、肯定的回答数 3,137)が、自殺予防教育は普段の生活に役立つと回答したと小野らは述べている。役に立つと回答した内容の具体例としては、「過去の自殺願望や悩んだ経験から将来役立つと認識した予防教育」や「地震や周囲の人の暴力的言動や軽率な言動の減少」といったカテゴリーがあり、今後自らがどのように行動するべきかという指針が受講によって定まったことから、役に立つという回答がなされたことが推測できるものとなっている。

以上が、学生・生徒等に対する自殺予防の萌芽期から現代に至るまでの変遷であり、これらを整理したものが表-1 である。

表-1 我が国における子どもの自殺予防対策の変遷

	国における方針	実施された教育及び研究内容	特徴・共通点
1979 年～2006 年	自殺の実態解明 命の尊さを教える、 生きる力の涵養 相談、保護体制の 整備 群発自殺防止のため の情報の封じ込め		青少年の自殺とい う未知への対応策 の模索 各種予防体制整備 のための準備 未知ゆえの封じ込 め
2007 年～2008 年	未然防止、危機対応、 事後対応からなる三 段階アプローチの策 定 インターネットを活用 した知識の普及 遺族や友人への対応 の模索	子どもの自殺に関 する正しい知識の 周知徹底 虫や動物の「誕生 と死」、身内の「老 いと死」などの発達 段階に応じた死生 観教育	調査方法の見直 しによる未然防止 対策の強化 当事者以外のメン タルヘルスマネジメ ントの重要性を提 唱 自殺予防対策マ ニュアル作成の前 進
2008 年～2009 年	教員に対する自殺 予防教育の周知徹 底 自殺の兆候、関連 機関等の基礎知識 の習得	命の有限性や支 えあって生きること の大切さを知る ストレスがもたらす 心身への影響や、 困ったときの相談	自殺の原因や兆 候等の基礎知識 を学ぶことで、教 員、学生ともに命 を守る手段を身に つける

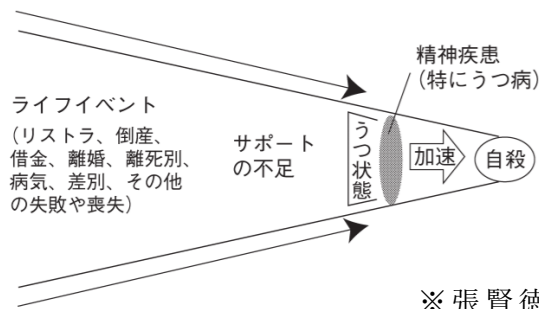
		機関を知る	
2010年～2013年	2008年に作成されたマニュアルの基準性を高める 対応する教職員のメンタルヘルスの保持・増進	学校における自殺危機への対応の困難さを解明 ロールプレイによる命の危機及び相談機関の有効性を疑似的に体験する	メンタルヘルス、精神科クリニック等医療色の強い予防教育への傾倒
2014年～	教育、医療、福祉等の関係者間での連携強化 子どもを直接の対象者とする自殺予防教育実践への舵取り	ストレスへの対処方法の体得 子ども自身を自殺予防のゲートキーパーとすることができるとする対応方法の体得 自死遺族の体験記を読むことで、自殺を身近な問題として捉える	子ども自身のレジリエンスに焦点を当て、対処方法を学ぶことにより、自殺が思い浮かぶ心理状況から脱却する

3. なぜ自殺者は減少しないのか

I及びIIを通じて、現在までの我が国における自殺者数の変遷及び講じられてきた自殺予防対策を概観した。2006年に自殺対策基本法が施行されて以来、文部科学省主導のもと様々な会議が開催され、その都度効果的であるとされる方針が打ち出されている。また、このような方針に則り、様々な先行研究が実施され、多くの自殺予防教育が実践され、一見すると自殺予防対策に不足があると考えられない。しかし、学生・生徒等の自殺者数は他の職業別集団並びに年齢階級のような一貫した減少傾向を見せない状況にある。今後の我が国における学生・生徒等を対象とした自殺予防を考える上でかけている要因はいったいどのようなものなのであろうか。

張賢徳(2012)²³⁾は、シュナイドマン(E. Shneidman 2009)²⁴⁾が提唱した自殺企図者における共通点をもとに、次のような自殺フローチャートを提唱している。(図-7)

図-7 自殺プロセス(張モデル)



※張賢徳 『精神医療と自殺対策』

図1 自殺プロセス
(作成：張 賢徳)

精神経誌 (2012) 114 巻 5 号

第 554 頁を加工して引用

第一にリストラ、倒産、配偶者との離死別といった精神的苦痛を伴うライフイベントが発生する。その際に家族や友人、医療機関といった様々なサポートの不足が見られると、ライフイベントの当事者にうつ症状が顕在化することとなる。このような状況を放置することによって、うつ病をはじめとする精神疾患が発病し、孤立化や解決手段に対する視野狭窄が加速することによって、最終的に自殺を選択する道程に至ると解釈している。

シュナイドマンが提唱した理論並びにそれを基盤とした張の解釈には次のような特徴がある。

- ①自殺の背景には、当事者にとって耐え難い精神痛を伴うイベントが存在する。
- ②イベントによる精神痛をサポートによって回避できなかった場合に、絶望感に苛まれ視野狭窄に陥る。
- ③視野狭窄の結果、強い孤立感や絶望感に対する唯一の対処法として自殺が選択される。

以上を踏まえた上で、現在実施されている自殺予防教育を振り返ると、ストレスマネジメントを中心とした精神疾患の予防や相談機関の周知徹底等が盛り込まれた内容であり、先行研究で明らかとなった理論に合致するものであると言える。にもかかわらず、毎年800人前後の学生・生徒等が自殺を選択しているのはなぜだろうか。ここからは、当事者やその家族の記した手記をもとに、自殺に至るまでの心の軌跡、歩んできた道程を辿ることとする。

Ⅲ 今後の自殺予防教育実施に対する課題

- 1.事例研究-自殺当事者、遺族の言葉をもとに-
 - a.京都府、中学3年生の木下学君(2002)

木下秀美(2002)²⁵⁾は、著書である『不登校自殺 そのとき親は、学校は一。』において長男である木下学君の遺書を公開している。学君はまじめで正義感の強い少年であったが、学校の荒れを要因とした不登校に陥り、「自分に自信がなくこのままだとな大人にはなれないと思いました。これ以上家族や先生にはめいわくがかけられないと思った。(原文ママ)」²⁶⁾と書き記し、15歳でこの世を去っている。学君の不登校傾向は中学校2年生の頃から顕在化しており、朝になると腹痛や発熱といった身体表現性の精神疾患の症状も見られたと記載されている。しかし、学校の荒れによる学級崩壊及び授業崩壊によって学習の機会や居場所が損なわれたことを鑑みると、精神疾患への対応だけが自殺を回避するための最善策とは言い難いことが分かる。

また、木下は長男の自殺に対する学校側の姿勢に疑問を抱く点が多かったと述べている。具体例としては、学君が通っていた中学校の校長が葬儀に訪れた際に「今回の出来事は、受験の時期でもあり、学校での生徒に対しての報告は『自殺』という表現ではなく、ただ『死亡』したと伝えたいのですが」²⁷⁾と述べられたこと、自殺当日のPTA本部役員と3年生の学年委員に対する説明会において「いじめがあったわけではない。ご両親が学校を訴えられて裁判になったとしても絶対に勝てる」²⁸⁾と報告されていたことが挙げられる。このように、不登校や自殺企図は個人の問題であり、何かあれば不平を述べる保護者や子どもたちの方が悪いという姿勢の下で、命の尊さを教えることは不可能と言える。自殺に至った背景や要因となった様々な出来事といった真実に向き合い、子どもにとって何が最善の策であるかを共に考えていける環境も自殺予防では必要不可欠である。

b. 福岡県、中学2年生の森啓祐君(2006)

福岡県の三輪中学校に通っていた森啓祐君は、2006年に自宅わきの小屋で自殺を図った。²⁹⁾自殺を遂げた当日に学校にてクラスメイトや教員に聞こえるように「死にたい」とつぶやき、6限目の美術の授業では、スケッチブックに「遺書 お金はすべて学校に寄付します。いじめが原因です。」と書き記していたことが調査によって明らかになっている。また、同日の放課後には生徒7人に囲まれた状態で、トイレで強制的に下半身をさらすようにするいじめがあったことも明らかとなっている。

啓祐君へのいじめは小学5年生の頃から始まっていた。小学6年生になると一時収束したもの、中学校に入学後、からかいとして「うざい」「死ね」「きもい」等の暴言を言われていたことや登校の際に使用していた自転車のねじを緩めるといったいじめが再び確認されていた。また、中学1年生の頃の担任教師からいじめを誘発するような発言(生徒を苺に例えて成績次第で貶す、素早く動く子に「ピリ」ポーっとしている子に「ポー」とあだ名をつける等)を受けていたことが確認されている。これらのような被害を受けていた啓祐君は、信頼のおける友人にいじめを受けている自分の心情や死にたい気持ちを相談していたが「親が心配するから」と口止めをし、遂には「お母さん お父さん こんなだめな息子でごめん 今までありがとう。いじめられて、もう生きていけない。」³⁰⁾「遺言 お金はすべて学校に寄付します。うざい奴等はとりつきます。さよなら」³¹⁾「いじめが原因です。いたって本気です。さようなら」³²⁾等を記した遺書を残し自殺に至ったのである。

啓祐君の事例は、自分の居場所であるはずの学校がいじめによって奪われたものである。また、本来いじめを率先して食い止めるべきはずの教員も、いじめの加害者となっており、あってはならない痛ましい事例である。先に紹介した学君の事例と経緯は異なるものの、何らかの環境要因によって安心して生活できる居場所を奪われたこと、精神的な問題だけでなく当事者を取り巻く環境が結果的に自殺に追い込んだことが共通点として挙げられる事例である。

c. 神奈川県、高校1年生の小森香澄さん(1998)

小森美登里(2012)³³⁾の一人娘であった香澄さんは、1998年7月25日に15歳の若さでこの世を去った。進学した高校は、県内でも有名な吹奏楽部の強豪校であり、中学生の間も吹奏楽部に所属していた香澄さんにとって、生きがいとなり得る場所であった。

しかし、入学から1ヶ月が経とうとしたころ、吹奏楽部内の1年生で構成されたグループにて派閥争いがあり、他の派閥に対する悪口を言い合うようになっていた。香澄さんもこの派閥争いに巻き込まれ、個人的に攻撃されるような状態が続き、アトピー性皮膚炎など身体表現性の症状が顕在化し、5月に入るところには学校を欠席する日が増えていった。

小森はこのような状況を重く受け止め、香澄さんを連れてメンタルクリニックを訪れ、そこで話し合った内容を担任に相談するという形で娘が苦しんでいる状況を何とか改善しようと奮闘していた。しかし、子どもたちを守る盾となるはずの担任教諭は「でもこのままだと単位足りないですよ。本人にも言ってありますけど。あと、最近ノートとらないですし、授業中うわの空なんです」³⁴⁾と香澄さんの心情に寄り添う発言よりも先に授業態度の注意を行ったと語り、小森は当時の担任にひどく落胆したと述べている。また、小森は再三学校側との連絡を続け、クラス替えの要望や加害生徒への指導を要請するなどしてきたが、学校側は香澄さんが良くなることを待つという姿勢に終始していたと述べている。

状況の根本的な改善が見られない中で、7月になり、香澄さんの学校に行きたくても行くことができない葛藤はより強くなっていった。しかし、業務上出欠の連絡を必要とする担任教諭は小森に対して、連絡をくださいと登校刺激を加え続けていた。香澄さんは起床後制服に着替えるという習慣を続けていた。しかし、玄関に着くと「怖くて学校にいけない」と語り、外に出たとしても足が止まり学校にいけない日が続いていたと小森は述べている。そのような状況が続いた7月25日の午後のこと、香澄さんは着ていた制服のネクタイをドアノブに結び首を絞めることで自らの命を絶ったのである。

この事例も学校という「自分を生きるための居場所」がいじめによって奪われた例である。また、このことは単純に居場所を奪われたことを意味するものではない。自らの望む姿に向かって成長を遂げようとする居場所を奪われるということは、誰もが生まれながらにして持つ「人間としての尊厳」を剥奪されていると言っても過言ではない。自分を生きるために音楽の道を進むことを決意し、高校に進学した香澄さんにとって、自分の核となる部分を侵害されることの苦しみは、想像を絶するものである。自分の存在意義を傷つけられた香澄さんに対して、ストレスマネジメントやアサーショントレーニングといった各種のプログラム

を施すことは、弱いあなたを何とかしなければならぬという存在否定につながる危険性があると言えるだろう。

d.『いじめ・自殺・遺書』における事例(1985～1994)

子どものしあわせ編集部(1995)³⁵⁾による『いじめ・自殺・遺書』は、1985年から1994年までに自殺した子どもたちの遺書を紹介している。紹介されている遺書は全国の小学校5年生から高校2年生までの少年少女たちが自殺を実行する間に書かれたものである。

どの遺書も、いじめられていたことによって自殺を選択したと読み取ることができる。またそれと同時に学校という居場所を奪われたことに対する怒り、悲しみ、絶望といった感情が読み取れるものとなっている。

その中でも特に目を引くものは「ぼくはみんなに、わるくちをいわれて、きらわれている。このはんとし、いじめられた。ちょっと、むこうにいつてくる。(原文ママ)」³⁶⁾と書き記した小学6年生や「もうともだちのいうとおりにされるのはいやだ。でも、おかあさんおとうさんにそうだんすれば、まだともだちとつきあっているからおこられる。でもがっこうへいけばともだちがいる。もうしにたい。」³⁷⁾と書き記した中学2年生、「負け犬でこうかいした方が、今の高校でくるしむよりも幸せだったと思います。」³⁸⁾と書き記した高校1年生の遺書である。どの遺書も、学校という居場所で自分として生きたいという願いと、いじめという環境要因によって自分の居場所を奪われ、行きたくても行けないという現実の葛藤が綴られたものである。

以上が文献研究によって得られた内容であるが、上記の文献は次のような共通点が存在する。

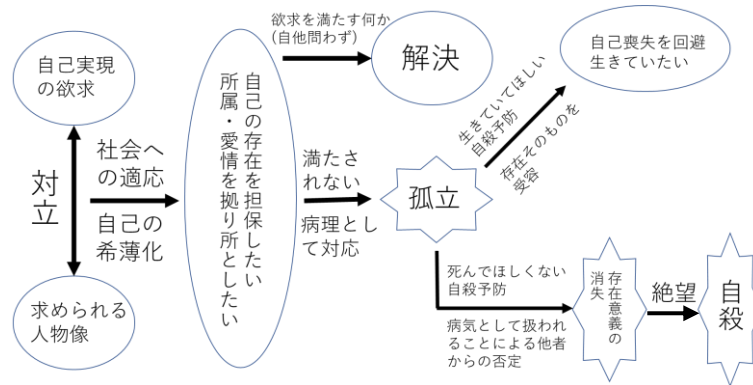
- ①ストレスの原因は環境を含めた広域的かつ人格への侵襲を含む深刻なものであり、個人へのストレスマネジメントのみでは自殺は止められなかった可能性が高い
- ②いじめ、学校という環境の荒れ、人間関係の不和等要因は多岐にわたるが、いずれも自分を生きるための場所及び自分らしく生きるための方策が奪われたことが関係している
- ③いずれの事例も、生命体としての自己を損ないながらも、自身が思い描いてきた「なりたかった自分」「一番自分らしい自分」を保つため、すなわち自己実現のために自殺を選択している。

これらのような共通点から、学生・生徒等に対する自殺予防教育は、個人のストレスマネジメントや精神疾患に関する知識習得のみならず、いかにして自分を生きられるような環境を整備するか、環境を整備する間どのような場所が必要とされるのかという点を考えなければならないといえるだろう。

筆者はこれらの文献をもとにして、学生・生徒等の自殺における当事者視点のフローチャートを導き出した。(図-8)

このフローチャートはマズロー(A.H.Maslow)による欲求5段階説と深く関りを持つものである。

図-8 自殺における当事者視点フローチャート



第一段階として、将来どのような職業に就くか、何を学びどのように生きていとうかというような自己実現の欲求が存在する。この欲求と対立し、葛藤を生み出す要因として、社会から求められる望ましい人物像等の外的評価をはじめとする環境要因がある。この二項関係の対立が激化し、外的評価への適応を選択すると、自己喪失の危機を招く。

第二段階として、適応行動が限界を迎える段階に達すると、承認の欲求及び所属の欲求が効力を発揮し、家族や友人、学校等の環境に存在の担保を求める。この段階で存在が受容され、ありのままの自分でいいという確信が持てるような言葉かけや、寄り添いが発生すると、自殺の危機はいったん回避される。しかし、この際に自らの存在意義を希薄にするような言葉かけ(例えば努力の足りなさを指摘される、周りも頑張っているのにどうして耐えられないのか等)や現状を自己責任だと捉えられるような批判が行われると、承認の欲求が満たされず、強い孤立感に苛まれることとなる。木下の著書においては、学校に行かないことを是認しながらも、担任の教諭による声掛けに便乗した「登校刺激」及び高校進学を勧めた「進学刺激」によって長男の居場所を奪う形となってしまった可能性を示唆している。また、森啓介君の事例においても、担当教員やクラスメイトから「ボーっとしているからボーと名付けられる」「苺の品種を例とした人格否定が行われる」といった行動が見られ、社会的な承認や所属の欲求が満たされるようなやり取りがあったとは言えない状況であった。

上記のような葛藤が続くと、第三段階として、安全の欲求への危機(孤立の表面化)が発生する。張によって作成されたフローチャートにおける介入時期は、この段階である。この段階における危機とは、ストレスマネジメントや医学モデルに基づいたアプローチが行われることによる適応への圧力が発生することを意味する。この段階に現れるうつ傾向や、起床困難等様々な要因が複合的に絡み合って顕在化する不登校は、直面する困難に対する生存本能に基づいた防衛行動である。この際に、上記のようなアプローチが行われることは、戦場で怪我をした人間に応急処置だけを施し、再び戦場に送り返す行為であると言っても過言ではない。しかし、IIで述べた通り現行の自殺予防教育における実

施内容の根幹は、ストレスをどのように克服し、学校に適応するかという点に重点を置いている点がある。もちろん孤立の解消を目的としたうえで、学校に居場所としての機能を持たせることは必要なことである。しかし、Iでも述べたように、学生・生徒等における自殺の多くは学校問題を起因としていることから、学校への適応が問題解決の唯一の手段として考えることはいささか早計である。

第四段階として、生命の危機(自殺の選択)が存在する。上記の三段階までに、様々な予防策を講じたにもかかわらず、状況の解決への糸口が掴めないまま、絶望に苛まれた結果として、「生命体としての個」をかなぐり捨てても「貫き通したいありのままの自分」を守るために、自殺によってこの世を去るという選択がなされるのである。すなわち、彼らは最後まで自分らしくあり続けようとしていたのだと考えられる

2. 従来の自殺予防教育の限界点

1979年より政府主導で開始され、現代に至るまで研究がなされてきた自殺予防教育であるが、これまで述べてきたことを踏まえると、次のような限界点が考えられる。

- ① 今後発生する可能性のある自殺を予防するための実態調査や、自殺発生後の遺族及びハイリスクとされる生徒への対応のようなマニュアル作成の面が強い。つまり、今まさに死を考えている当事者の立場に立ったものではない
- ② 未然防止としては、自殺に関する基礎知識及び対応策を周知徹底すること、事後対応では、学校並びに学生・生徒等に対する悪影響をいかにして最小限に留め、無菌状態の人間を育成する方策という焦点の下で実施されている。
- ③ 保護者や地域との連携が推奨される一方で、保護者向けの研修は教師に対するものに準ずる等連携する上での役割分担が不十分である。
- ④ メンタルヘルスや原因究明に対する問題意識が高い一方で、危機的状況にある学生・生徒等を取り巻く環境に対する共感的な視点が不足しており、自殺危機の解消＝個人の精神病理の解消という単一的な図式で全てを説明しようとしている。

上記の方針の限界点として挙げられた内容に対して、次のようなことが考えられる。

①においては、実際に目の前にいる子どもがマニュアルに当てはまるかどうかという基準に当てはめる形式となることによって、対象者の抱えるリスクを過小評価してしまう可能性が考えられる。基準に当てはめて効率的に対象を割り出し、適切な支援の展開を促すことは、自殺に限らずあらゆる予防の基本として成り立つことだろう。しかし、予防の対象となる学生・生徒等は生の人間であり、育ってきた環境、価値観、思想等が異なる存在である。そのため仮に自殺に至るまでのうつ傾向といった症状の実態が判明したところで、そのことが個人の理解に繋がるとは考え難い。

このことから、自殺予防は外科的処置のように、病巣を切除すれば解決するというようなものではないことを理解しておかなければならない。また、ハイリスク生徒への対応のみに焦点を当てられていた場合、環境へのアプローチがおざなりとなり、真に対応すべき課

題は何か、真の原因はどこにあるのかという点を隠してしまい後手に回るだけの対症療法として成り下がる危険性も留意しなければならない。

②の論点は、真の意味で自殺予防となっているかという点である。未然予防としてストレスへの対応策を学んだとして、ストレスの根幹となる原因が解消ないし緩和されなければ、ストレスと対応策が、いたちごっこの様相を呈するだけで終わる可能性がある。また、自殺が起きたことを悪だと断定し、心身への悪影響を最小限に留める事後対応は、自殺に至った当事者の想いや願い、言葉にすることができなかつた心の叫びを隠してしまうことに繋がりがねない。その結果、「自殺するような人は心の弱い人間だ」「せつかく生まれてきたのに自殺するなんて生命を粗末にしている」といった価値観が形成され、自殺を止められなかつた遺族や友人、対応にあたっていた様々な人を追い詰める危険性も存在する。同じ学校、同じクラスに在籍していた仲間がどのような経緯をたどって自殺を選択したのかという真実と向き合い、哀悼の意を感じるからこそ真の意味での事後対応であると言えるだろう。

③においては、保護者の持つ子どもに対する影響力の軽視が考えられる。厚生労働省の自殺統計³⁹⁾によると、学生・生徒等の自殺動機として、家族問題が第3位に挙げられている。なかでも親子関係の不和、保護者による叱責の項目が多く、一番身近な大人である親が、研修を受けたことによって、我が子を受容せず、顕在化する症状を改善しようとして指導することは、親子関係のさらなる不和を招き、自殺を思い浮かべる学生・生徒等をさらなる孤立に向かわせる可能性がある。自殺は社会的な問題であり、学校、家庭、地域が連携して対応するべき問題であるとの共通認識を醸成することは必要不可欠であるが、症状改善のための指導一辺倒でなく、それぞれの関係機関がもつ特色を活かした役割を確立することも重要なことであると言えるだろう。

④に関して、前章で述べたように学生・生徒等が自殺に至った経緯や原因として考えられるストレスをどのように軽減するべきであるかという点が中心となっている。これらの目的を果たすべく、2014年に公表された「子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育導入の手引)」において、学生・生徒等のストレス軽減のためにスクールカウンセラー(以下 SC と表記)や養護教諭の積極的な活用が提唱されている。子どもの健康や心理的サポートの専門家である SC や養護教諭の活用自体を否定するつもりはないが、前述の通り、ストレスの根幹となる要因に何らかの変化が発生しない場合、ストレスマネジメント等の対処法はいたちごっこに終わるだけである。自殺が社会的な問題であるという視点に立って支援を展開するためには、個人へのアプローチに加え、学校、家庭、地域といった生活環境に対するアプローチも必要不可欠と言えるだろう。

3. 今後の自殺予防教育に求められるもの—自分らしくいられる居場所—

先述の通り自殺は、個人のストレス耐性を鍛錬するだけでは予防できず、学校、家庭、地域などの種々の環境要因が複合的に影響を及ぼしあつた結果発生するものであるというのが筆者の一貫した主張である。

では、どのようにすれば学生・生徒等が自殺に向かわず、未来に向かって生きていくこ

とができるのだろうか。文献研究の内容から、学生・生徒等が求めていたものは、艱難辛苦に正面から立ち向かうだけの通り一辺倒の対応策ではなかったことが分かる。また、自殺を選択するに至った経緯には「自分らしくいられる居場所」を失ったことが大きな要因である。そのためここでは、今後の自殺予防教育に必要なものとして考えられる「自分らしくいられる居場所」の可能性について述べることとする。

(1) フリースクール

文部科学省⁴⁰⁾によると、フリースクールとは、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などを実施する民間の施設を指すものである。規模、活動内容は運営するNPO法人、企業、個人事業主によって異なり、平成27年度の文部科学省の調査では全国で474の団体・施設が確認されている。同じく不登校の学生・生徒等を支援する公的な機関として適応指導教室⁴¹⁾が存在する。しかし、両者には以下のような相違点が存在し、その特性からあえてフリースクールを推奨する。

表-2 フリースクールと適応指導教室の相違点

	フリースクール	適応指導教室
総数	474(平成27年度)	1295(令和元年度)
実施主体	NPO法人などの民間団体	市町村などの公的機関
対象者	小学校低学年から20歳前後	義務教育対象者
目標	利用者の社会的自立	学校への復帰
活動時間	10時ごろから(退出可)	10時から15時前後

注目すべき点は、両者の掲げる目標である。フリースクールが利用者個々人の社会的自立であるのに対し、適応指導教室では学校への復帰を主な目標としている。文献研究でも述べたように、いじめや学校の荒れによる不登校から自殺へと至った事例の場合、学校への復帰を目標とした適応指導教室を利用することは、追い詰められた状況にある学生・生徒等をかえって追い詰めることに繋がりがかねない。また、フリースクールや適応指導教室を利用する時期は、仮説的フローチャートにおける第三段階の時期であると仮定した場合、命からがら抜け出した危機的状況に、環境整備が十分に実施されていない状態、個人の心身の健康状況が芳しくない状態で押し戻されることが、追い詰められた人々にとってどれほどの悪影響を及ぼすかは想像に難くないだろう。

また、対象年齢にも注目すべき点がある。表の通りフリースクールが小学校低学年から20歳前後までであることに対し、適応指導教室は義務教育期間までと短くなっている。厚生労働省が公表している令和元年度版の自殺統計において、学生・生徒等の自殺者数856名のうち、大学生が最多の387名、次いで高校生266名、中学生101名、専修学校生等93名、小学生9名となっており、義務教育期間以降にも何らかの対応

を要することが明らかとなっている。このことから、年齢制限が比較的緩いフリースクールの方が、自殺予防教育における居場所づくりの機関として適していると言える。

さらに、角田(2004)⁴²⁾や生島(2008)⁴³⁾の研究によると、明らかな非行傾向にある子ども、怠学の傾向にある子ども、自閉症や ADHD 等の発達障害によって通学が困難な状況にある子ども等は、義務教育期間であっても適応指導教室への通室は困難な状況であることが明らかとなっている。「自分らしくいられる居場所」の喪失が自殺を招く最大の要因であるとする立場に立つ以上、利用者の選別が行われる適応指導教室は、居場所として機能することが難しいと言わざるを得ないだろう。

(2)児童館

児童館は児童福祉法第 40 条に規定された児童厚生施設の 1 つである⁴⁴⁾。その目的は健全な遊びの場を地域において提供することで、児童(18 歳未満の者)の健全な心身の発達に寄与することである。平成 30 年 10 月 1 日時点で、公民合わせて 4477 ヶ所存在し、乳幼児と親子の交流、小学生の放課後の居場所機能、地域住民や地域組織との交流・連携を中核とした子ども・子育てに関する様々なテーマの取り組みがなされている。

河津(2006)⁴⁵⁾は、『多様化する児童館活動に関する研究調査—指定管理者制度の適正な運用について—』において、上記の内容に加え中高生の放課後の居場所機能、不登校児への対応、子どもの地域活動への参画支援等を今後実施すべきテーマとして例示しており、児童館における「自分らしくいられる居場所」としての重要性を述べている。

河津の挙げた中高生の放課後の居場所機能の実践例として、石巻市子どもセンターらいつ⁴⁶⁾(以下らいつと表記)の活動がある。石巻市では、平成 21 年に「子どもの権利に関する条例」が制定され、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の 4 つの権利を柱とした子どもの権利の保障が謳われている。これらの権利を保障する活動として、らいつでは次のような活動が実施されている。

第一に、子どもの声を運営に反映するための会議である「Big Voice」がある。参加条件は、らいつを利用する人全員である。利用主体である子どもたち自らアンケート調査やヒアリングを行うことで、施設を誰にとっても居心地の良い環境へと改善していくことが目的となっている。

第二に、小学 4 年生から高校生までもを対象とした運営方針の話し合いである「子ども会議」がある。「Big Voice」と比較すると参加条件は限られるが、開催頻度が月 1~2 回と多く、子どもたちの考えをより反映しやすくなっている。

この他にも、運営のポイントとして、子どもと大人が対等な 1 人の人間という立場を守るために、指導者と指導される側という上下関係の構築とならないような取り決めを実施している。また、私はどう思ったかという「アイメッセージ」を活用した関わり方によって、子どもたちがらいつを居心地の良い居場所にするために何が必要かを主体的に考えることができるような取り組みがなされている。さらに、進路や就職先に悩む中高生が身近な大人

と出会い、悩みを分かち合いながら進みたい道を考えることができるように、若年層から年配までの幅広い世代の人々との地域交流を行う、学校に行きたくても行けない子どもたちのためへの寄り添いとして、登校刺激を加えるのではなく、情緒面に対する共感的な言葉かけを行い、子どもが「休める場所」を作るといった活動が実施されている。

紹介したらいつの活動のように、児童館は子どもと大人が対等な関係を結び、多様な価値観と出会いながら、自分らしく生きる道を見つめなおすことができる居場所、疲れたときにほっと一息つける安息所としての機能の活用によって、自殺予防に寄与する可能性が期待できると言える。

(3)結論

本研究では、今後の社会を担う若い世代がどのようにすれば自らの生命を尊重し、幸福な生を全うできるのかを問うため、1979年に実施された「青少年の自殺問題に関する懇話会」での会議から現在までの約40年に渡る学生・生徒等のための自殺予防教育実践の振り返りを行った。また、先行研究及び政府が提唱している実施方針の再検討の実施、自殺した学生・生徒等の遺書や遺族の手記をもとにした文献研究を実施した。その結果として、学生・生徒等の自殺予防に必要と考えられるものは、ストレスマネジメント等の個人を対象とした医療的な取り組みではなく、「自分らしくいられる居場所」を確保すること、学校や家庭環境からの圧力、人間関係における軋轢など様々な要因によって失われた「人間としての尊厳」の回復であるという結論に至った。

学生・生徒等の自殺は文献研究でも述べた通り、生活の拠点となる学校や家庭といった環境の荒れやいじめによる人間関係の不和など様々な要因が複合的に絡み合って発生するものである。そのため、学生・生徒等の自殺を防ぐにあたっては、個人の抱えている苦しみはどこから来ているのか、苦しみを和らげるためにはどのような人々が協働しなければならないのかという点を、苦しむ人の視点に立って考えなければならない。にもかかわらず、現行の自殺予防教育はそれらをストレス耐性やコミュニケーション能力の未熟さ、対処方法等の基礎知識の不足といった個人のものとしてとらえ、弱点を克服する指導の実施といった画一的かつ単純な図式に当てはめることによって解決を図っている。このような教育内容では、自分らしく生きることや人間としての尊厳を守ることは叶わない。また、これは本来人間を育てるものであるはずの教育が、社会に適応することができる強い歯車を生み出すことを目的とした生産に成り下がっていることを意味しており、現代の教育制度の敗北と言っても過言ではない。上記のような、個人にのみ原因を追究するような方策では、他者と共生し、苦しみを分かち合うことこそが人間のあるべき姿だと述べたところで、各々の苦しみを解消するためには孤独に闘うしかないという結論が導き出されるだけである。

現在の我が国では、国際化の波に飲み込まれないために、個々人の多様性の尊重と早い発達段階からのキャリア教育の重要性が叫ばれている。しかし、キャリア教育の重要性のみを声高に叫び、良い成績を修め、良い就職先を見つけることこそが正義であるという単一的な価値観の社会では、多様性の尊重が保障できないことは自明の理である。

文献研究にて取り上げた事例のように、学業成績の優劣や個人の持つ価値観の相違から、学校や家庭、地域という環境に、あるいはそこに存在する人々の関係性に、暗黙の内に強者と弱者の立場が構築される社会では、国際化の波に飲まれずとも、社会全体が内側から自壊していくであろうということは想像に難くない。

今後の社会を担う若い世代の未来をより明るく、幸福に満ちたものにするためには、自らの生き方が、自身にとって良いものかを問い直す時間と場所が必要である。多様性を認め力とする社会を作る必要がある現代の我が国において、学校のみを学ぶことができる居場所とし、そこに適応できない人間を落伍者として見放すことは到底許されることではない。多くのことを学び、自らの生き方を選択しなければならない苦難の時期であるからこそ、生きるための力を育むことができる時間と場所を、学校という枠を越えた形で作っていかなければならない。そのためには知識・能力や価値観への指導といった個人へのアプローチのみならず、育ってきた場所、時代、影響を及ぼし合う人々といった環境面を見直すことも重要である。福祉職、心理職、教師、保護者、地域の人々が様々な多様性を認めながら協力することによってはじめて安心して成長することができる居場所、存在を自他ともに受容し、つらく苦しい出来事にぶつかったときに安心して休むことができ、失われた「人間としての尊厳」を回復できる居場所の創設が実現するだろう。

脚注・文献リスト

-
- 1) 厚生労働省 自殺対策白書（本体） 1 自殺者数の推移 p.2 より図を加工して引用
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/16/dl/1-01.pdf>
 - 2) 厚生労働省 自殺対策白書（本体） 1 自殺者数の推移 p.2 より引用
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/16/dl/1-01.pdf>
 - 3) 前掲白書²⁾ p.2 より図を加工して引用
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/16/dl/1-01.pdf>
 - 4) 前掲白書²⁾ p.2 より図を加工して引用
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/16/dl/1-01.pdf>
 - 5) 厚生労働省 自殺対策白書（本体） 3 年齢階級別の自殺者数の推移 p.8 より図を加工して引用
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/16/dl/1-03.pdf>
 - 6) 厚生労働省 自殺対策白書（本体） 3 年齢階級別の自殺者数の推移 p.8 より引用
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/16/dl/1-03.pdf>
 - 7) 前掲白書⁶⁾ p.8 より引用
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/16/dl/1-03.pdf>

-
- 8) 厚生労働省 自殺対策白書（本体）4 職業別の自殺者数の推移 p.15 より図を加工して引用
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/16/dl/1-04.pdf>
 - 9) 厚生労働省 自殺対策白書（本体）4 職業別の自殺者数の推移 p.15 より引用
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/16/dl/1-04.pdf>
 - 10) 警察庁 平成29年中における自殺の状況 第1章 平成29年中における自殺の概況 p.5 より図を加工して引用
https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jisatsu/H29/H29_jisatsunojoukyou_u_01.pdf
 - 11) 警察庁 平成29年中における自殺の状況 第3章 平成29年中における自殺の内訳 p.27 より図を加工して引用
https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jisatsu/H29/H29_jisatsunojoukyou_u_01.pdf
 - 12) 阪中順子 金剛出版 『学校現場から発信する子どもの自殺予防ガイドブック いのちの危機と向き合って』 2016年5月20日 第2刷 p.32,33
 - 13) 文部科学省 『子どもの自殺予防のための取組に向けて(第1次報告)』
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/attach/_icsFiles/afieldfile/2016/08/24/1376318_001.pdf
 - 14) 文部科学省 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル及びリーフレットの作成について
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm
 - 15) 阪中 順子 「学校における自殺予防教育：自殺予防プログラム」 『広島大学大学院心理臨床教育研究センター紀要7巻』 p27-29 2009-03-20
 - 16) 文部科学省 子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/08/13/1408018_001.pdf
 - 17) 川野 健治, 荘島 幸子, 川島 大輔, 下川 昭夫 「中学校における自殺予防教育の可能性（1）－教師の困難感からみた自殺予防教育の課題－」 日本心理学会第74回大会 発行日: 2010/09/20 公開日: 2018/12/22
https://www.jstage.jst.go.jp/article/pacjpa/74/0/74_2PM098/_pdf/-char/ja
 - 18) 阪中順子 「子どもの自殺予防：生徒向け自殺予防プログラムを中心に」 児童青年精神医学とその近接領域：『日本児童青年精神医学会機関誌』 52(3), 295-300, 2011-06-01
 - 19) 文部科学省 「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」及び「子供の自殺等の実態分析」について 平成26年7月1日

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afielldfile/2014/09/10/1351886_02.pdf

- 20) 文部科学省 「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」及び「子供の自殺等の実態分析」について 平成26年7月1日 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afielldfile/2014/09/10/1351886_05.pdf
- 21) 小野貴美子 「中学生を対象にした自殺予防講話」 『別府大学短期大学部紀要』 (Bulletin of Beppu University Junior College). No.34 (2015. 2) ,p.43- 53
小学6年生を対象にした自殺予防講話 別府大学大学院紀要 (Bulletin of Beppu University Graduate School). No.21 (2019. 3) ,p.63- 75
- 22) 清水恵子,三澤みのり 「高校生が自殺予防教育を『普段の生活に役立つ』と肯定的に回答したく過去の経験の振り返り>について」 『山梨県立大学看護学部研究ジャーナル5巻』 p29-44 2019-03-25
http://www.irepository.net/il/user_contents/02/G0000632repository/knk2019003.pdf
- 23) 張賢徳 「精神医療と自殺対策」 精神経誌 (2012) 114巻 5号 p.553-558
- 24) Edwin Shneidman 著 高橋祥友監訳 清水邦夫,澤村岳人,山本泰輔,菊地章人,菅原摩利子訳
金剛出版 『生と死のコモンセンスブック シュナイドマン 90歳の回想』 2009-8-30 初版
- 25) 木下秀美 かもがわ出版 『不登校自殺 そのとき親は、学校はー。長男の命を守れなかった父親の手記』 2002-5-7 初版より引用箇所あり(詳細は下に別記)
- 26) 前掲書²⁵⁾ p.36より引用
- 27) 前掲書²⁵⁾ p.22より引用
- 28) 前掲書²⁵⁾ p.24より引用
- 29) 石元巖,高田公子,村山士郎編著 大月書店 『いじめ自殺 子どもたちの叫び』 2007-4-20 初版より引用箇所あり(詳細は下に別記)
- 30) 前掲書²⁹⁾ p.26-27より引用
- 31) 前掲書²⁹⁾ p.27より引用
- 32) 前掲書²⁹⁾ p.27より引用
- 33) 小森美登里 WAVE出版 『我が子のいじめ自殺で分かった 今、子どもたちと教師に起きている本当のこと』 2012-12-22 初版
- 34) 前掲書³³⁾ p.17より引用

-
- 35) 田辺徹発行 子どものしあわせ編集部編 草土文化 『いじめ・自殺・遺書』 1995-2-1 初版より引用箇所あり(詳細は下に別記)
- 36) 前掲書³⁵⁾ p.78 より引用
- 37) 前掲書³⁵⁾ p.56-57 より引用
- 38) 前掲書³⁵⁾ p.66 より抜粋して引用
- 39) 厚生労働省 自殺の統計：各年の状況 平成30年中における自殺の状況付録2 職業別、原因・動機別自殺者数
<https://www.mhlw.go.jp/content/H30kakutei-f02.pdf>
- 40) 文部科学省 フリースクール・不登校に対する取り組み
https://www.mext.go.jp/march_lion/torikumi_futoukou.htm
- 41) 文部科学省 「教育支援センター(適応指導教室)に関する実態調査」結果 p.6
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/fieldfile/2019/05/20/1416689_002.pdf
- 42) 角田和也 「適応指導教室の現状と課題--適応指導教室指導員への面談調査から」 『国立オリンピック記念青少年総合センター研究紀要』 (4), 1-15, 2004-03
- 43) 生島博之 「発達障害と適応指導教室」 『教育臨床事例研究』 (19), 2-11, 2008-03
- 44) 厚生労働省 児童館について
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jidoukan.html>
- 45) 河津英彦 厚生労働省主催審議会 多様化する児童館活動に関する研究調査—指定管理者制度の適正な運用について— 2006-3
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/10/dl/s1013-5f-14.pdf>
- 46) 厚生労働省 児童館ガイドラインに基づく児童館実践事例集(令和2年3月) p.11-18
https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/jidoukan_all_2019.pdf

参考文献

- ・ Edwin Shneidman 著 高橋 祥友監訳 『生と死のコモンセンスブック シュナイドマン 90歳の回想記』 金剛出版 2009年8月20日初版
- ・ 衛藤暢明,喜多村泰輔,石倉宏恭,西村良二,田中経一 「救命救急センターに搬送された自殺企図者の特徴:自殺予防に向けた初回自殺企図および自殺企図の再発に関する後方視的研究」 『福岡大学医学紀要』 39(2), 179-189, 2012-06
- ・ 藤居尚子 「大学生対象の自殺予防教育実施上のポイントを質問紙調査から探る—受講意欲・基礎知識の獲得状況・自殺に対する意見の関連—」 『人間文化学部紀要』 = Journal of the Faculty of Human Cultures and

-
- Sciences of Fukuyama University (16), 108-127, 2016-03-01
- ・飯田昭人 大学生の自殺予防研究における展望：「自殺の社会構造的側面」と「自殺を考える本人の気持ちに焦点を当てる」の2つの観点から『人間福祉研究』(17), 87-97, 2014 北翔大学
 - ・市瀬 晶子, 引土 絵未, 李 善恵, 大倉 高志, 山村りつ, 全 海元, 高 仙喜, 倉西 宏, 尾角 光美, 木原 活信 <投稿論文>「大学生の自殺予防教育プログラムに向けた「悩みとその対処方法」に関する調査：相談することへの抵抗感に着目して」『人間福祉学研究』7(1), 115-127, 2014 関西学院大学人間福祉学部研究会
 - ・徐翔生 「日本人の死生観」『お茶の水女子大学比較日本学教育研究センター研究年報』(9), 109-115, 2013-03
 - ・粕谷貴志 (2015). 「子どもの自殺予防の現状と課題」『学校教育実践研究』7, 93-98,
 - ・川野健治, 荘島幸子, 川島大輔, 下川昭夫 「中学校における自殺予防教育の可能性(1)：一教師の困難感からみた自殺予防教育の課題一」『日本心理学会大会発表論文集』74(0), 2PM098-2PM098, 2010 公益社団法人 日本心理学会
 - ・川野健治, 荘島幸子, 川島大輔, 下川昭夫 「中学校における自殺予防教育の可能性(2)：生徒の自傷・自殺に関する経験と学校風土が教師の困難感に及ぼす影響一」『日本心理学会大会発表論文集』74(0), 2PM098-2PM098, 2010 公益社団法人 日本心理学会
 - ・警察庁 (2017). 平成29年中における自殺の状況 (最終閲覧日:2020年12月27日)
https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jisatsu/H29/H29_jisatsunojoukyou_01.pdf
 - ・厚生労働省 (2017) 自殺対策白書(本体) 第1章 自殺の現状 1 自殺者数の推移 (最終閲覧日:2020年12月27日)
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/17/dl/1-1.pdf>
 - ・厚生労働省 (2017) 自殺対策白書(本体) 第1章 自殺の現状 3 年齢階級別の自殺者の推移 (最終閲覧日:2020年12月27日)
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/17/dl/1-3.pdf>
 - ・厚生労働省 (2017) 自殺対策白書(本体) 第1章 自殺の現状 4 職業別の自殺者数の推移
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/17/dl/1-4.pdf>
 - ・厚生労働省 (2017) 自殺対策白書(本体) 第2章 自殺対策の基本的な枠組みと動向 第2節 平成28年10月実施 自殺対策に関する意識調査について
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/17/dl/2-2.pdf>

-
- ・ 文部科学省 (2007) 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議
子どもの自殺予防のための取組に向けて(第一次報告) (最終閲覧日:2020
年 12 月 27 日)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/index.htm
 - ・ 文部科学省 (2009) 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議
「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル及びリーフレットの
作成について (最終閲覧日:2020 年 12 月 27 日)
[http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186
.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm)
 - ・ 文部科学省 (2014) 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議
「子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育導入の手引)」及び
「子供の自殺等の実態分析」について (最終閲覧日:2020 年 12 月 27 日)
[http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/13518
73.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm)
 - ・ 文部科学省 自殺対策基本法 (最終閲覧日:2020 年 12 月 27 日)
[http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_6/shiryo/attach
/1369741.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_6/shiryo/attach/1369741.htm)
 - ・ 齋藤和樹,橋本まり子,浅沼知一,石山宏央,石塚幸一郎,渡部明子,佐藤百合,萩
庭千加子,齋藤寛子 「学校現場の学校緊急支援についての要望に関する調
査研究--学校緊急支援マニュアルとキット作成に向けて」 『日本赤十字秋
田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要』 (15), 41-49, 2010 日本赤十字
秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要編集委員会
 - ・ 阪中順子 「子どもの自殺予防 : 生徒向け自殺予防プログラムを中心に」
『児童青年精神医学とその近接領域 : 日本児童青年精神医学会機関誌』
52(3), 295-300, 2011-06-01 日本児童青年精神医学会
 - ・ 阪中順子 『学校現場から発信する子どもの自殺予防ガイドブックいのちの
危機と向き合って』 33-37,86-104 金剛出版 2016 年 5 月 20 日 2 刷
 - ・ 杉岡正典,若林紀乃 「大学生を対象とした自殺予防教育に関する基礎的研
究」 『広島文化学園大学学芸学部紀要』 (2), 9-15, 2012-03
 - ・ 寺戸武志,松本剛,秋光恵子 (2017). 「自殺予防教育に対する教員の実践動
機に関する研究」 『兵庫教育大学学校教育学研究』 30,49-53,
 - ・ 塚越友子,加藤道代 「家族の立場から見えた思春期・青年期の自殺既遂者
の行動変化について : 自死遺族手記の検討」 『東北大学大学院教育学研
究科研究年報』 68(2), 175-195, 2020-06 東北大学大学院教育学研究科
 - ・ 張賢徳 「精神医療と自殺対策」 『精神神経学雑誌』 114 (5): 553-558,
2012
 - ・ 上原英正 「死と生についての序章 : 日本とヨーロッパの死生観について
の研究の方向性」 『淑徳大学社会学部研究紀要』 31, 1-17, 1997-03-15

-
- ・ 内野悌司 「子どもの自殺の現状と自殺予防」 『広島大学大学院心理臨床教育研究センター紀要』 (7), 22-26, 2008 広島大学大学院教育学研究科附属心理臨床教育研究センター
 - ・ WHO World Health Statistics data visualizations dashboard (最終閲覧日:2020年12月27日) <http://apps.who.int/gho/data/node.sdg.3-4-data?lang=en>